

「幼児洗礼」をめぐる歴史の再検討

片山 寛

1. はじめに

「幼児洗礼」をめぐる誤解

誤解のはなはだしい例「歴史的な事実によると、5世紀までの数世紀の間に教会は教理的にも実践的にも急激な背教が起ったわけである。しかしながら、この期間にこのような背教の時代の激流に抗して、そのような異端的幼児洗礼のならわしを厳しく拒否して新約聖書の教会の教理を守って行こうとする少数ではあるが、主の証しとして存在してきた教会もあったのである。それらは、もちろん、当時の幼児洗礼主義派から異端としてしりぞけられ迫害されてきた。その著名なものはテルトゥリアヌスであり、ドナチストであり、ノーヴェイションであった。そして前記のとおり416年に幼児洗礼がローマ帝国の法律として制定され、これを犯す者に対して死刑が科せられることになったとき、幼児洗礼拒否者の教会およびキリスト者は完全に暗黒時代を迎えるに至ったのである。」

2. 最初の4世紀

「この400年の時代全体を通じて、幼児洗礼を延期すべきだとした神学者は二人だけいたのだが、その両者とも限定がついている。テルトゥリアヌスは *De baptismo* (洗礼論) において、洗礼を待つようにと勧告しているのだが、それは異教徒の両親を持つ幼児について言われているのであって、彼らにおいても *Nottaufe*(応急洗礼・病気などの場合に洗礼を急ぐ)は例外としている。ナジアンゾスのグレゴリオスの場合は、彼が勧めたのは、洗礼をおよそ三歳まで延期すべきだというだけである。さらに注目されるのは、次の観察である。すなわち、幼児洗礼は様々な仕方で根拠づけられるのであるが——マタイ 19,13-15 の幼児の祝福への指示、ヨハネ 3, 5 への指示、洗礼において贈与される救いの賜物への指示、割礼への類比への指示、何よりも原罪への指示 (オリゲネス、キプリアヌス、テルトゥリアヌスも *De anima* では) ——他方、洗礼延期を代表する二人〔テルトゥリアヌスおよびナジアンゾスのグレゴリオス〕は、神学的な根拠づけを全く提供していないということである。むしろ、テルトゥリアヌスの延期の主張は、子どもたちには罪がないということ (*innocens aetas*) に依拠しているのであって、それが急ぐ必要がないとされる理由である。またもう一つは、異教徒の幼児のキリスト教的教育の責任は代父たち *Pate* に負わされているのだが、この保証は期待できないからである。他方ナジアンゾスのグレゴリオスは延期すべきだとする理由として、ただ以下のような願いのみを提出する。すなわち、その幼児たちは少なくとも「何らかの神秘的なことがらを受け入れ」、自ら答え、そこから何らかの印象を受ける (年齢の) 状態にあるべきだ、というのである。確実なのは、4世紀に自分の幼児たちの洗礼を、彼らが若い疾風怒濤期を克服してしまうまで延期したキリスト教徒の広い階層は、真剣な神学的吟味によって駆り立てられてそうしたのではなく、むしろ洗礼を一種の魔術だと誤解して、そうなったということである。」 Joachim Jeremias, *Die Kindertaufe in den ersten vier Jahrhunderten* (最初の400年間における幼児洗礼), S. 115.

アウグスティヌスの洗礼論

「洗礼のサクレメントと心の回心とは別であり、人間の救いは両者によって完全にされることが明らかにされている。だから、もしこれらのうちの一つが欠けているとしたら、もう一つのほうも必然的に欠けることになる应考虑すべきである。サクレメントは心の回心なしにも幼児の場合に可能であり、心の回心はサクレメントなしにも（ルカ 23, 43 の十字架のかたわらの）強盗の場合に可能である理由は、前者の場合も後者の場合も、故意に欠けたのではないものを神が満たして完全にしたもうているからである。しかし、これらのうちの一つが故意に欠けているとしたら、人間は罪過に陥っているのである。」
Augustinus, De Baptismo, IV, 25, 32、金子晴勇訳)

3. 中世カトリック教会

トマス・アクィナス

「幼児は洗礼を授けられるとき彼自身によってではなく、他の者を通じて信じるのであり、そのようにまた自分自身においてではなく他の者を通じて（信仰について）尋ねられる。そして尋ねられた者（代父）は教会の信仰を、「信仰の秘跡」を通じてこの信仰へと結びつけられた幼児の代りに宣言するのである」（『神学大全』III, 68, 9, ad 3.）。
「洗礼の秘跡において水が受容され・使用される *assumitur* のは身体を洗うという用途のためであり、そのことによって罪の内的な洗い清めが意味表示されているのである。しかるに、水による洗い清めは浸す *immersio* という仕方においてのみではなく、ふりかけ *aspersio* もしくは注ぎ *effusio* という仕方でも為されうる。したがって、水に浸すという仕方で洗礼を授けるのが——それがより共通的・一般的な慣行であることからして——より安全ではあるが、洗礼は水をふりかけ、あるいは注ぐという仕方で授けることも可能である。……そして、このことはとくに緊急必要な状況のゆえに為されるのである。たとえば……洗礼を授けられるべき者が多数である場合がそれである。しかし、或る時は水が乏しいことのゆえに、あるいは奉仕者が受洗者を支えていることができないほど虚弱であることのゆえに、あるいは水に浸すことが死の危険を招くほど受洗者が弱っていることのゆえに、緊急な状況が生じることが可能である。このようなわけで、浸礼は洗礼にとって必要不可欠ではない、というべきである。」（『神学大全』III, 66, 7c、稲垣良典訳）

ダンテ『神曲』の中のエピソード

「それらの穴は、わがうるわしのサン・ジョヴァンニに、洗礼を行うために設けられた水槽より、狭くも広くもないと私はみた。

その一つを、何年か前、中にはいり溺れかけていた者を救うため、私は襲った。このことで、凡ての人の疑いを解くあかしとしよう。」（『神曲』地獄篇第 19 歌 16–21 行、寿岳文章訳）

4. カルヴァンの幼児洗礼論

キリスト教綱要

「今、小児を洗礼に与らせるのが正当かどうかを追究することに決めた以上、水という要素と外的形式遵守にしか留まろうとせず霊的な真の奥義に精神を向け変えるに耐え得ない人のことを、余りに愚かなことを言う者、いや乱心に陥った者と我々は呼ばないだろうか。このことで理屈が通っているとすれば、小児に洗礼を執行するのは為すべくして為すに相応しいことであると、疑う余地なく確定することである。主は昔、割礼によって意味されていたことの全てに与らせることなしには、彼らを割礼に相応しいとはされなかった。もしそうでなく、主が偽りの象徴によって彼らを欺きたもうたとすれば、ご自身の民を単なる幻惑によって嘲弄したことになる、聞くだけに恐れずにおられない。神ははっきり明言して、「小児への割礼は契約の約束を証印する印の役目を果たすものだ」（創 17, 12）と言われた。もしこの契約が堅固確実なものであり続けるなら、旧き契約の下でユダヤ人の子らを目指していたのに少しも劣らず、今日ではキリスト者の子らに当てはめられる。」（『キリスト教綱要』IV, 16, 1、渡辺信夫訳）。

ジュネーヴ教会信仰問答

「**問 333** 正しく洗礼の益を受けるには以上のこと（信仰と悔い改め）が要求されるとすれば、私たちが幼児に洗礼を施すのはどういうことですか。

答 洗礼に際して信仰と悔い改めが常に先立たねばならぬわけでは必ずしもありません。信仰と悔い改めを為し得る年齢に既に達した人にだけこれが求められるのです。ですから子どもたちは成長した後、自らの受けた洗礼の力を見せれば十分です。」

「**問 339** それでは、子たちはどういう条件のもとに洗礼を授けられるのですか。

答 洗礼は彼らが信仰者の子孫に約束された祝福を継ぐことの証しとして為されますので、成長してから、先に受けた洗礼の実質を悟って、その実りをとらえ、また実らせるようにするのであります」（『ジュネーヴ教会信仰問答』第 50 聖日、渡辺信夫訳）。

5. おわりに

エキュメニズムと幼児洗礼